

## 運転上の制限の逸脱に係る報告について（回答）

本年5月28日にご提案を受けた運転上の制限を逸脱した際の原子力規制庁実用炉監視部門への報告について、以下の運用としたい。

### 1 報告項目

- ① 事象発生場所
- ② 運転上の制限を逸脱した日時
- ③ 保安規定の条項
- ④ 事象の概要

#### <補足>

- ・事象の概要については、自治体説明又はプレス文と同程度の内容とする。
- ・ご提示いただいた様式のうち、「事象発生が発電用原子炉施設名」については、第134条の事故故障等の報告では判断結果の確認に必要な情報だが、第87条では保安規定条項の記載にて判断結果の確認が可能なこと、また、主だった系統名称等は事象の概要に記載されることから、速報性を踏まえ不要と考える。

### 2 報告様式等

- ・各社これまでの自治体等との調整状況を考慮し、基本的に自由様式とする。  
なお、特段の制約がない場合は、ご提示いただいた様式を参考として活用する。
- ・報告時期及び手段については、これまでの各社の運用に基づく。  
(休日・夜間発生時は翌営業日に報告する等)

### 3 運用開始時期

- ・各社準備が整い次第（7月上旬目途）

以 上